

固定資産税・都市計画税の減免

不燃化特区内において『建替えを行った住宅』にかかる減免

要件を満たす場合に、新たに課税される年度から5年度分、新築した住宅に対する減免を受けることができます。

詳細は、

目黒都税事務所 固定資産税班

☎ 03-5277-9056

までお問い合わせください。

東京都主税局
Webページ



不燃化特区内において『老朽住宅除却後の土地』にかかる減免

要件を満たす場合に、除却した翌年度から最長5年度分、老朽住宅を除却した更地に対する住宅の敷地並みの税額への減免を受けることができます。

詳細は、

目黒都税事務所 固定資産税班

☎ 03-5277-9056

までお問い合わせください。

東京都主税局
Webページ



また、都税事務所での減免の手続きに必要な「区の証明書」の交付を受けるには、下記いずれかの書類を区へ提出いただく必要があります。

なお、適正管理通知書の交付期間は毎年1月1日から6月末日までとなります。「区の証明書」の交付には届出書受領から2週間程度かかりますので、余裕をもって提出してください。

- 1 不燃化特区内の防災上危険な老朽建築物を除却する前に届出書（第1号様式※）により確認を受け、老朽建築物を除却した更地の適正管理の届出（第3号様式※）
- 2 不燃化特区の支援制度（助成金の受給）により防災上危険な老朽建築物を除却した更地の届出（第3号様式※）

※各様式は、区HPへ

⚠ 引き続き更地で管理される場合は、毎年「老朽建築物を除却した更地の適正管理の届出」により、「区の証明書」が必要になります。

不燃化特区制度
区Webページ

